

福祉タイムズ

2017

5

No. 786

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

特集 (2~4面)

これからの民生委員児童委員活動について
～時代の変化に応じた対応と守り続けていくべきもの～

▶ 今月の表紙 今日も優しい笑顔で

川崎市幸区の民生委員児童委員として活動する榎林照江さんは、見守り活動の時に笑顔を絶やさず「困ったことがあったらいつでもいらっしやい」と声を掛けている。

「“掛けてもらった言葉が嬉しかった”と喜んでもらえた」と話す榎林さん。誠意に添えられる笑顔は、地域の中で悩みや心配を感じながら暮らしている人に、安らぎを届けている。

【詳しくは12面へ】
〈撮影・菊地信夫〉



これからの民生委員児童委員活動について ～時代の変化に応じた対応と守り続けていくべきもの～

今日、社会が大きく変化するなか、人々が抱えている生活課題、福祉課題はさらに多様化、複雑化しています。そのため、住民の身近な相談役である民生委員児童委員に寄せられる期待は膨らみ、社会の変化に対応する柔軟さが求められています。

一方、今年で100周年を迎える民生委員制度だからこそ、守り続けていくべきものがあります。

そこで、今回は、全国民生委員児童委員連合会がまとめた「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」の中間報告と本県の民生委員児童委員の委嘱状況を踏まえ、これから求められる変化と守り続けていくものの両面について考えてみます。

民生委員制度創設100周年

民生委員児童委員は、担当区域において高齢者や障害がある方、子ども、子育て世帯への声かけや見守り等を行っています。地域住民の身近な生活相談や福祉サービスなど、必要な支援が受けられるよう、関係機関・団体につなげる「パイプ役」であり「顔の見える最も身近な支援者」として、全国でおよそ23万人が活動しています。

この民生委員児童委員の源流は、大正6年に岡山県で発足した「済世顧問制度」と言われており、今年「民生委員制度」創設100周年という大きな節目を迎えます。

大正7年には大阪府で「方面委員制度」が発足し、全国に広がり、奉仕委員、共済委員、公同委員等の呼称で同様な制度が設けられるようになります。

本県（横浜市を除く）では、昭和3年1月30日には神奈川県訓令第1号をもって「社会委員設置奨励規程」を政令公布し、同年2月1日より施行されました。その内容として、社会委員の職務は次のとおり定められていました。

1. 住民生活状態ノ調査及其ノ改善ニ関スル事項
2. 要救護者ニ関スル事項
3. 児童保護ニ関スル事項

4. 社会事業及社会教化ニ関シ必要な事項

以上のように、当時の活動内容が生活状態の調査、生活困窮者の相談と指導および救護、社会事業施設や行政への協力活動が主要なものであったと読み取れます。

制度創設初期は、救貧対策を中心に活動が展開されていましたが、戦後、国家全体が大きく変わる中、昭和21年に民生委員令が公布され、方面委員から民生委員に改称され、昭和23年の民生委員法制定により、救貧活動だけではなく、地域福祉推進のための幅広い活動を担うようになってきました。

民生委員児童委員の活動の変化

100年という歴史の中で、社会も変化し、民生委員児童委員はその時々に応じ、さまざまな役割を果たしてきましたが、今後も柔軟な対応が求められていくと考えられます。

しかし、その本質は変わらず、「自らが常に地域社会のなかにあって、住民に寄り添いながら、住民の立場にたって活動を行う」といえます。

近年、社会福祉諸制度の創設や見直しにより、今まで、民生委員児童委員が一人で抱えがちであった課題に対してつなぎ先が増えてきました。

特に、介護保険制度創設以前から民生委員児童委員として活動されてい

る方は、「地域包括支援センター」ができ、高齢者に対する相談はそこになければよいと分かっただけでも、肩の荷が下りた」と当時の苦勞を語ります。

社会福祉諸制度の見直しが進む一方で、住民の相談支援活動にあたる福祉の専門機関や専門職が増え、対象者別に制度が構築され、専門分化が進むことにより、家庭の中で複数の課題が存在する場合については、一体的な対応が難しいという指摘もあります。そのために、分野を問わず、住民の相談に応じる民生委員児童委員の存在意義は大きく、「横断的」「包括的」な相談窓口としての役割が今後も期待されています。

これからの社会福祉の動きとして、この専門分化の反省を生かし、平成28年6月に閣議決定された「一億総活躍プラン」では、介護離職ゼロをめざす取組みの項において、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」との方針が示されました。また、平成27年9月に厚生労働省が示した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」においては「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」を目指すものとして、高齢者、障害者がある方、児童といったように対象者

を分けないワンストップ型の包括支援体制の構築や、次世代交流・多機能型の福祉拠点の整備促進などが打ち出されています。

今後のあり方としては、自助、互助、共助、公助のバランスの重要性が指摘されているところがあります。なかでも民生委員児童委員に深くかわる、住民同士の助け合い（互助）による日常的な支援体制の整備や、住民参加による地域づくりは、一層その重要性を増していくと考えられます。

民生委員児童委員と幅広い関係者との連携・協働をさらに進め、それぞれの実情に合わせた地域をつくっていくことが大切です。

民生委員児童委員の担い手

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無報酬のボランティアです。また、児童福祉法の定める「児童委員」を兼ねています。

任期は3年間ですが、改選の際にはおよそ3分の1の割合で交替があるとされています。退任の理由はさまざまですが「こんなに活動量が多いとは思わなかった」という理由により一期で退任してしまう方が増加傾向にあります。

現在、神奈川県では指定都市・中核市を含め、平成28年12月1日現在、

1万1,247名の民生委員児童委員が委嘱され活動されています（委嘱数）。しかし、定数1万1,958名に対して充足率は94・1%であり、新たな担い手の確保が課題となっています。

具体的に平成28年12月1日の一斉改選の様子を見てみます。

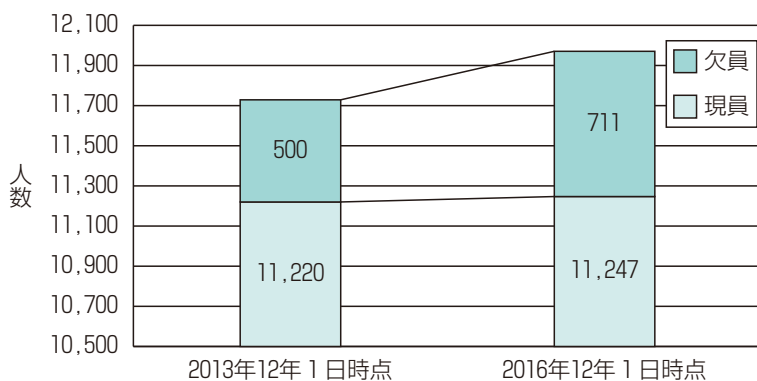
全国では、23万8,352名の各市区町村において、一定の基準に従い決められた人数（定数）に対し、22万9,541名の民生委員児童委員が委嘱され活動されています（委嘱数）。定数に対する委嘱数の割合を示す充足率は96・3%で前回（平成25年度）と比較すると0・8ポイント下がりました。

本県の場合は先に紹介したような委嘱数と定数、充足率であり、前回と比較すると1・6ポイント下がりました。

定数が238人増加した背景には、高齢化や核家族化の進行等により、高齢者や単身者等の要援護者が増加し、各自自治体において民生委員児童委員の定数を増やす必要性が高まったからです。民生委員児童委員が最も身近な支援者として地域に必要とされる中、民生委員児童委員のなり手不足により、真に必要な区域に活動の担い手がいないという現状が起きています。

担い手の確保に向けては、これま

前回の一斉改選時の人数比較(県内合計)



でも活動における負担軽減に向けた検討が行われていますが、今後の取り組みとしては、民生委員児童委員の活動のやりがいや楽しさを積極的に発信していくことも大切となっています。

また、行政、社会福祉協議会をはじめ、幅広い関係者が協力して民生委員児童委員の選任に積極的に取り組むことが期待されます。

そこで今年度、本会民生委員児童委員部会では、民生委員児童委員の活動に対する周知を行政・社会福祉協議会がどのような点に工夫しながら実施しているかアンケートを実施することとしています。

その結果を民生委員児童委員活動PR「ヒント集」として作成しようと考えています。他市区町村の取組をヒントに、県域全体でより積極的に民生委員児童委員活動のやりがいや楽しさ、豊かさなどの情報を発信するとともに、民生委員児童委員を長く担ってもらえる人材の確保のための一助となればと考えています。

これからも守り続けるもの

民生委員制度は全国統一の制度であり、その担い手である民生委員は、社会に変化が生じていても、変えない、守り続けるべき姿勢があります。大正6年に岡山県で始まった済世顧問制度から、100年にわたる多くの先達の実践のうえに民生委員児童委員の今日の活動があるからです。その中には、年月がいくらか経過しようとも、民生委員児童委員活動の基本として脈々と受け継がれ、民生委員児童委員の土台、軸となっているものです。

奉仕愛・隣人愛

・民生委員児童委員は地域のために貢献したいという奉仕性あつてのもの
 ・その活動は同じ地域住民としての隣人愛に基づくもの

住民との信頼関係

・自ら地域を歩き、その実情を把握する
 ・住民と「顔と顔を合わせる」ことで信頼関係をつくる
 ・一時的ではなく、継続的な住民との関係づくりを重視する

住民視点の活動

・自らも地域住民の一員として、住民視点に立って活動を行う
 ・住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつなぎ役となる
 ・住民の代弁者となり、住民視点での提言、意見具申を行う

これらは「民生委員児童委員信条」に多くが示されています。この信条は、昭和26年に策定され、民生委員児童委員の基本的態度や活動目標を簡潔に示した座右の銘となり、常に民生委員児童委員が心に留めているものです。

平成7年に表現や字句等について今日的なものに改める必要があると

の観点から改められましたが、3つの姿勢は不変です。

これからも、社会情勢等が変化し時間が経過しても、すべての民生委員児童委員の心の拠り所として引き継がれていくことでしょう。

(生活支援担当)

民生委員児童委員信条

- 一、わたくしたちは、隣人愛をもって、社会福祉の増進に努めます。
- 一、わたくしたちは、常に地域社会の実情を博することに努めます。
- 一、わたくしたちは、誠意をもって、あらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます。
- 一、わたくしたちは、すべての人々と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます。
- 一、わたくしたちは、常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます。

各県・政令市民児協では、「民生委員制度創設100周年」という節目を次のとおり考え、取り組んでいます！

■神奈川県民児協

100周年を「通過点」としてふりかえりつつ、これから先の100年を見据え、神奈川県における委員活動を整理するとともに、これからの新しい世代に委員活動の目的や内容を幅広く発信します。

■横浜市民児協

民生委員制度創設100周年を迎え、今日まで築き上げた伝統を引き継ぐとともに、地域における委員の役割、方向性を確認し、活動の強化を図ります。

■川崎市民児協

民生委員制度創設100周年の大きな節目を迎え、福祉を取り巻く社会環境が変化している中で、委員制度への理解を高め、活動の充実強化を図ることを目的として記念事業を実施します。

■相模原市民児協

民生委員制度100周年という節目を迎え、制度の歴史を振り返り、伝承の制度を守っていくために必要な取り組みと今日的課題の解決に必要な取り組みを検証する機会とします。

参考資料：「都道府県・指定都市段階における民生委員制度創設100周年記念事業についてのアンケート結果」(全国民生委員児童委員連合会実施、2月2日)

こんにちは！

民生委員児童委員です



委員としてできること
「寄り添い」そして「つなぐ」
～民生委員活動を振り返って～

高島 幸代
(元・民生委員児童委員)
開成町民生委員児童委員協議会



私は新任の頃、家族のように寄り添い支援したいと使命感に燃えていました。しかし定例会の中で、ある事業について「これは民生委員としてやることなのか」と先輩委員が発言されました。その時は「なんて薄情なの…」と思いましたが、活動をしていくうちに「何でもすることは本人のためではなく、また公平性や継続性を考えると民生委員としてはどうなのか。時間を問わず、誰にでも、いつまでも直接支援活動をしていたら、民生委員自身が疲弊してしまう」と思うようになりました。



定例会の様子

そこで2期目ごろからは「民生委員として何ができるのか」ということを常に自分に問いながら活動するように努めました。例えば民生委員が支援者の現金の支払いをしたり、通院のため車に乗せたりする事は、トラブルが発生することなども考えられるので、直接は行わず関係機関のサービスなどの利用につなぎました。また買い物に困難な方には、町民児協で「買い物お助けリスト」を作成して対応に備えました。

幸いにも関係機関である町社協が民児協の事務局を担い、包括支援センターも受託しているため、相談やサー

ビス利用にとってもつなぎやすいです。

町の福祉課や子ども子育て支援室など、様々なつなぎ先の専門職にもお願いしました。対応の結果をフィードバックしてもらえると、支援者との関係がスムーズになるので大変助かります。

また開成町は自治会活動が盛んです。民生委員は担当の自治会での福祉行事、災害時要援護者登録制度の運用などに協力しています。その時に民生委員活動について理解を得たり、地域の人々と顔見知りになったり、そこから地域の実情が分るなど、様々な気付きがありました。

民生委員としてできる事は限られているかもしれませんが、委員同士が協力し合い、様々な機関と連携して地域の人々を見守り、寄り添ってきた活動を振り返ると、大きな充実感と安堵を感じています。

神奈川県で一番小さな「町」。そんな開成町は年々人口が増えていきます。昨年は約200人増。うち約半数が65歳以上高齢者でした。平成22年4月に町内2つ目の小学校が開校し、平成30年には新たな自治会が組織される予定です。地域の変化も早く、様々な課題が浮き彫りになってきました。現在ある13自治会すべてに「福祉部」が組織され、委員の皆様も福祉部と連携して活動しています。

県内ではあまり多くありませんが、事務局は町社協が担っています。委員の皆様が活動しやすいように取り組んでいきたいと思います。

開成町民生委員児童委員協議会

民生委員制度は、平成29年で100周年を迎えます。左上のマークは、100周年シンボルマークです。

高齢者や身体の不自由な方の為の【緊急通報サービス】を当社では格安で提供しております。関心のある方や希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。



京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷

株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>

改正社会福祉法全面施行―社会福祉法人制度改革への第一歩

平成28年4月1日に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号）が、同日の一部改正を経て、平成29年4月1日に全面施行されました。

この施行により、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人における経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上等の社会福祉法人制度改革、介護人材の確保の推進などを趣旨とし、主には次のとおりです。

経営組織のガバナンスの強化

これまで任意設置の諮問機関とされていた評議員会が、法人の重要事項を決議する議決機関としてすべての法人で必置化されました。これは、法人における業務執行の意思決定機関である理事会への牽制機能の強化を目的とするものです。ただし、事業規模が政令で定める基準を超えない法人には、評議員定数について通常7名以上を4名以上とする3年間の経過措置が設けられています。

また、事業の規模が政令で定め

る基準を超える法人には「特定社会福祉法人」として会計監査人の設置が義務付けられることになりました。平成29年度は、最終会計年度となる平成28年度の収益額が30億円を超える法人または負債が60億円を超える法人が対象とされましたが、今後、段階的に対象範囲を拡大していくことが予定されています。

このほか、これまですべての理事が社会福祉法人の業務の代表権を持ち、その代表権は定款をもって制限することができたとされていましたが、この度の改正では代表権は理事長のみに付与することとされ、理事会、監事など法人の各機関の権限や責任が法律上明確に示されました。

事業運営の透明性の向上

公益性の高い法人として、国民への説明責任を十分に果たす観点から、社会福祉法人は定款、役員報酬基準、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を閲覧対象の書類として一般に開示するとともに、定款、貸借対照表、収支

計算書、役員報酬基準、事業概要や役員区分ごとの報酬総額を記載した現況報告書については、インターネット上で公開することになりました。

また、都道府県知事が、所轄庁から財務諸表（計算書類）などの提供を受け、法人規模や地域特性に着目した分析を行い、所轄庁の支援、地域住民のサービス利用、法人による経営分析への活用を図ることとされています。

社会福祉法人が対応を求められる閲覧対象書類・公表書類

	改正前		改正後	
	備置・閲覧	公表	備置・閲覧	公表
事業報告書	○	—	○	—
財産目録	○	—	○	—
貸借対照表	○	○	○	○
事業活動計算書	○	○	○	○
資金収支計算書	○	○	○	○
監査意見書	○	—	○	—
現況報告書	—	○	○	○
役員の報酬総額	—	—	○(※)	○(※)
定款	—	—	○	○
役員報酬基準	—	—	○	○
事業計画書	—	—	○	—

(※) 現況報告書に記載

改正後の変更点

財務規律の強化

社会福祉法人の保有する財産について、事業継続に必要な財産（除対象財産）を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残額）を明確化するとともに、当該財産が生じる場合には「社会福祉充実計画」を策定し、既存事業の充実や地域公益事業などの新たな取り組みに有効活用することが定められました。

計画の策定に当たっては、社会福祉充実残額の算定過程を中心に、公認会計士などの財務に関する専門家に意見を聴くとともに、地域公益事業を行う場合には、当該事業の内容や事業区域における需要について、関係機関との連携、地域住民などの意見を聴き、策定することとされています。

この度の全面施行に向けて、各法人ではすでに平成28年度から定款の変更や諸規程の整備、新たな評議員の選任などの準備に取り組んできましたが、新たなルールによる役員選任や役員会の運営、情報公開など、今後も対応が続きます。

（企画調整・情報提供担当）

福祉のうごき

2017年3月26日～4月25日

●熊本地震関連死25%車中泊経験

熊本地震で震災関連死に認定された170人のうち、車中泊を経験した人が少なくとも42人、避難所や高齢者施設などでの避難生活を経験した人が61人に上ることが、読売新聞社の調査により分かった。過酷な避難生活で持病を悪化させた高齢者の関連死が多い。

●医療・福祉資格課程の一部共通化

厚生労働省は、保育士、介護福祉士、看護師など12の医療・福祉分野の国家資格などについて、養成課程の一部を共通化する方針を固めた。保育や介護分野などへの労働力の移動を容易にすることで、人手不足が懸念されている福祉人材を確保することが狙い。

●福島避難 いじめ129件

東京電力福島第一原発事故などの影響で、福島県から県内外に避難した児童生徒へのいじめは、平成28年度中、129件に上り、このうち4件は東日本大震災や原発関連事故関連だったことが文部科学省の初の全国調査で分かった。

●やまゆり入所者横浜移住

4月5日、相模原市緑区の知的障害者福祉施設「津久井やまゆり園」の入所者約110人が、横浜市港南区の居住施設「津久井やまゆり園芹が谷園舎」に引越した。同園再生の在り方については、県障害者施設審議会の専門部会で議論が進められている。

Movement of welfare

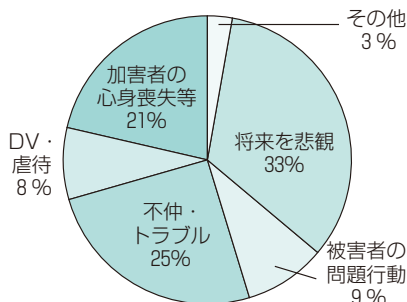
全国の警察が平成28年に摘発した殺人事件（未遂を含む）のうち、55%が親族間で起きていたことが警察庁の調べで分かりました。犯罪被害給付金制度による支援対象は故意の犯罪で死傷した場合であり、DVや児童虐待など一部を除き、親族間による犯罪は対象外とされています。しかし親族間による事件が増加傾向にあるため、給付金制度の見直しに向け、警察庁は検討会を設置し、去る4月10日に初会合を開催しました。提言のまとめは夏ごろを予定。

犯罪被害者給付金制度検討始まる

―親族間の事件の増加を背景に―

同庁の分析によると、平成26年に摘発した親族間の殺人・殺人未遂事件や傷害致死事件272件のうち、被害者は「父母」が33%と最も多く、次いで「配偶者」(27%)、「子」(25%)。動機別では、介護や育児疲れ、困窮を背景とした「将来を悲観」が33%を占めています。「子」が被害者となった場合の「将来を悲観」を動機とする割合は、59%とさらに高くなっています。介護や看病、子育ての悩みや不安により大切な命が奪われることの無いよう、地域の中での見守り・

親族間の殺人(未遂含む)と
傷害致死事件の動機



※警察庁まとめ。四捨五入のため合計は100%にならない

支え合い、当事者が安心して話せる場づくりなど、フォーマル、インフォーマルによらない取り組みの推進が求められます。

(企画調整・情報提供担当)

— 社会福祉施設の設計監理 —

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

印刷の事ならおまかせください
お気軽に相談ください！
株式会社 安江設計研究所

株式会社 安江設計研究所

横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

私のおすすめ

◎このコーナーでは、子育てや障害、認知症・介護当事者の目線から、普段の暮らしに役立つ「おすすめ」なものを紹介します。

五感を使ったストレス解消法

皆様こんにちは！

寒い冬が明け、暖かな季節がやってきましたがいかがお過ごしでしょうか？

今回は五感を利用した心のリラックス方法を提案します。

これは！と思った方法があれば、ぜひ実践してみてください。

❖視覚

視覚は、人間の外部情報の約8割を占めると言われています。きれいな景色、それを作り出している色彩等、色には人の心をリラックスさせる効果も認められています。

色や配色により効果は様々ですが、自分の気に入った色や風景に最もリラックス効果があります。

美しいものに目を奪われるというのは、まさに心がリラックスしている瞬間です。



❖嗅覚&味覚

嗅覚を使ったストレス解消法としては、アロマオイルやお香を使ったものが一般的です。嗅覚は脳にダイレクトに刺激を与えるため、ラベンダーやジャスミンのように自然の香りは人の心をリラックスさせる事ができます。

ハーブティーなどは味覚も利用した嗅覚との相互作用があり、日中はもちろん、就寝前に飲むことで心が安らぎ、入眠効果もあります。

たまには日々を頑張っている自分へのご褒美として大好物な食事を摂る事もリラックスにつながります。ただ、食べ過ぎに十分なご注意ください。

❖触覚

触覚は、幼児にとって親の愛情を知る重要なコミュニケーションの一つです。同時に、スキンシップには

今月は

⇒ (N)神奈川県障害者自立生活支援センター
がお伝えします！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚等4カ所の事業所で活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕〒243-0035 厚木市愛甲1-7-6

TEL 046-247-7503 FAX 046-247-7508

URL <http://www.kilc.org> Mail info@kilc.org



リラックス効果があり、安心感を得る事ができるものと言われています。梱包材のプチプチを潰していくと何だか止められず、つついハマってしまうのは、この原理が働いているからです。

人それぞれ触覚を通じ、温もり、肌触りを感じる事ができる物があると思うので試してみてください。

❖聴覚

これから梅雨の季節へと変わりますが、梅雨というと「じめじめしている」等マイナスなイメージを持たれている方も多いと思いますが、好きな音楽でリラックスできるように、雨音にもリラックス効果があります。

雨音の奏でにそっと耳を傾けるのも良いでしょう。



❖悲しい時や辛い時は…

気持ちが落ち込む時は、試しに口を「あいいうえお」の「い」の形にしてみましょ。人間の脳は不思議なもので、にっこりした時の口の形を作るだけで、気持ちは沈んでいても脳は無意識に「楽しい事が起きている」と錯覚を起こすのです。

人は悲しい事や辛い事を必ず持っていますし、経験します。笑う事ができるのが一番ですが、どうしても笑えない時もあるでしょう。でもそんな時こそ、この記事でご紹介した方法を試してみてください！



CS和の会～化学物質過敏症の仲間たち～

代表 猿渡 温美



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

平成19年に発会した化学物質過敏症発症者のセルフヘルプ・グループ(※)です。定例の集まりでは仲間たちと悩みやつらさなど気持ちの共有や情報交換などを行っています。

※共通の悩みや問題を抱える人が、自主的に活動を行うグループ

〈連絡先〉〒221-0835横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 (かながわ県民センター12階メールボックスNo40) URL <http://home.n01.itscom.net/wanokai/>

発症者仲間たちの出会いと支えあい

「皆とおしゃべりしながら道を歩けるなんて、夢にも思わなかった!!」。CS和の会の親睦会「おしゃべり会」に初めて参加したMさんが涙ぐんで言った言葉です。

昔の友人とは会えないけれど、発症者仲間となら一緒にいても苦しくありません。柔軟剤を使った人が来れば皆で息を止めて道を避けたり、煙草を吸っている人を見かけると一斉に逃げ出したり…。言葉にしなくても同時に察知し、同時に逃げる、こんな小さなことで分かりあえるのがこの上なく楽しいのです。

●化学物質過敏症 (Chemical Sensitivity : 以下CS) とは

CSは、それまで体内に取り込んだ化学物質がその人の許容量を超えた時に一気に発症すると言われていきます。発症すると、一般に使われている柔軟剤や防虫剤、建材、排気ガス、煙草、農薬や食品添加物などから出る化学物質で頭痛や動悸、体の痛み、しびれ、目のかすみ、下痢等、さまざまな不快な症状が繰り返し出現するため、ごく普通の人と接することも難しくなります。重症になると学校や職場に行くことはもちろん、自宅にいる

こともできなくなり、化学物質を避けるためにほとんど人の住まない山奥で避難生活を送っている人もいます。

CSは平成21年に保険病名に登録されましたが、社会的認知度が低く、周囲の無理解に苦しんでいる発症者も少なくありません。

●セルフヘルプ・グループ (SHG) としての活動

当会はCS発症者が自主的に運営している発症者のための会です。全員が発症者で、できることには限界があるため、ささやかに活動を続けています。会の集まりには、普段自宅から出られずじっとつらさに耐えている発症者も、参加後の数日間はダウンするのを覚悟の上で参加します。私たちにとって仲間との語り合いは、悩みや苦しみ、希望や勇気などの感情を共有できる貴重な癒しの場です。また、先輩仲間たちの経験に基づいた生活の知恵やアイデアは皆の生きる力になっています。

当会は県社協と横浜市男女共同参画センターから、メールボックスや会場利用の支援を受けています。SHGへの公的な機関の支援があるのは全国でも神奈川県と横浜市だけなので、地元でセルフヘルプ活動ができる私たちは非常に恵まれていると感謝しています。

平成29年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)		見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
		傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 15~7万円 通院時 1~3.5万円	

保険期間 1年

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補基 1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
付見 見舞費用 補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆[29年度新設] 看護師の賠償責任補償(プラン1-①オプション2)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

人づくり・活動づくり、そして地域づくりを拓く！

「コミュニティソーシャルワーク実践に向けた協働事業」報告書発行

本会では、今日のコミュニティソーシャルワークの在り方を検証するとともに、地域福祉の総合的展開—人づくり・活動づくり・地域づくり—を探究するために、大和市社協、大井町社協と（N）よこはま地域福祉研究センターの4者協働で「コミュニティソーシャルワーク実践に向けた協働事業」を実施しました。

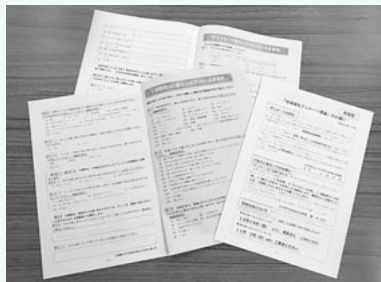
大和市、大井町の住民にコアメンバーとなっていただき、アセスメント（※）目標を設定し、各地域の強み・弱みを知るための調査を行いました。

《大和市》

鶴間地区において地域アセスメントを実施しました。



大和市・鶴間ちっくフォーラムにて作成した「社会資源マップ」と「実践事例集」。必要な情報が簡潔に伝わるよう工夫している



大井町・コアメンバー会議にて作成したアンケート調査票。対象別に色分けしてわかりやすくしている

（※）アセスメント…地域支援として必要な活動実践やその目標設定につなげることを目的に地域社会の状況・特性や地域住民の想い・要望を把握し、ニーズを明確にするために実施するもの

ントを実施しました。コアメンバーによる「鶴街つくフォーラム」を開催し、「社会資源情報分析チーム」と「介護予防ニーズ分析チーム」に分かれて、それぞれに既存調査の分析評価及び自治会長・地区民生委員児童委員への生活支援に関する実態調査と、子育て支援者・障害者支援者へのテーマを絞ったグループ・インタビューを行いました。これらの成果を地区住民に伝え、今後の活動を考えるためのミニシンポジウムを実施し、地域住民や関係者で情報を共有しました。また、地区住民が社会資源を知るための「社会資源マップ」「実践事例集」を作成しており、今

後は住民に配布し、活用する中で出た声を反映し、バージョンアップしていく計画です。コアメンバーからは、「今後もこの取り組みを続けていきたい」と意欲が湧いています。

《大井町》

町内14地区のうち3地区986世帯へのアンケート調査及び民生委員児童委員協議会等3団体へのグループインタビューを行いました。アンケート調査ではコアメンバー会議で丁寧に調査票を作成し、調査票配布や回収、結果入力等もコアメンバーが積極的に力を発揮しました。約70%の高い回収率で自由記述も多く、身近な地域のリアルな声をアンケートから読み取る中で「地域を自分たちの手でつくっていかなくてはならない」という強い思いがコアメンバーには生まれています。このアセスメント成果を受けて、平成29年度に着手する第3次地域福祉プラン策定へ反映させていく予定です。

また、アドバイザーとして、大和市社協には聖徳大学教授の豊田宗裕さん、大井町社協には田園調布学園大学講師の小平隆雄さんに関わっていただいたことで、専門



作成した報告書「コミュニティソーシャルワーカーのためのアセスメント」。ワーカーに焦点を当てた軌跡を見ることができる

的な視点からの助言も得ることができました。何より、住民がコアメンバーに入り、目標を共有して地域アセスメントを実施したことで、新たな住民同士・異分野での活動者同士のつながりを生み、また、生活圏域での地域課題を再発見し、住民自身による地域づくりに向けた機運が高まりました。これから今後の取り組みにつながるよう、各社協とも展望を描いているところです。

これらの軌跡を「コミュニティソーシャルワーカーのためのアセスメント」としてまとめました。本会HPからもダウンロードできますので、地域アセスメントを進める際の参考としてご活用ください。

（地域福祉推進担当）

川崎授産学園市民交流事業のご案内 障害者支援講座(ボランティア養成講座)

《1日目・講義》

◇テーマ・講師＝「人を支援するという
ことの意味を考えてみよう」講師：
山中達也氏(山梨県立大学准教授)

◇日時＝6月12日(月)午後1時30分～
午後3時30分

《2日目・体験》

◇日時＝6月20日(火)、21日(水)、
22日(木)午後1時30分～午後3時
※体験プログラムとして3日間に開催
される折紙活動、スポンジテニス、
音楽交流サロン奏の運営スタッフ
の補助の1つ以上に参加する

《3日目・講義と施設見学》

◇テーマ・講師＝「ボランティア体験
を通して自分自身を知ろう」講師：
山中達也氏(山梨県立大学准教授)

◇日時＝6月23日(金)午後1時30分～
午後3時30分

◇場所＝川崎授産学園内

◇定員＝20名

◇申込＝6月8日(木)までに電話、
FAX、メール、来所にて申込み

◇参加費＝無料

◇問合・申込先＝川崎授産学園(川
崎市麻生区細山1209)

☎044-954-5011 FAX 044-954-6463

全国障害者総合福祉センター 研修のご案内

●障害者地域生活支援従事者研修会 ～誰もが安心して暮らせる地域社会 の実現に向けて～

◇日時＝7月11日(火)～7月14日(金)
※日程表、講師等の詳細は受講決
定時に通知

◇会場＝全国障害者総合福祉セン
ター(戸山サンライズ)

◇対象＝市町村、障害者福祉セン
ター、相談支援事業所、障害福祉
サービス事業所及びその他関係施
設等において障害者の地域生活支
援業務に携わる者

◇申込締切＝6月9日(金)

◇申込方法＝FAX 郵送にて申込み

◇参加費＝12,000円

※希望者のみ懇談会費、宿泊費

●第1回共生社会を支えるための障 害児・者とのコミュニケーション 技術研修会

◇日時＝7月30日(日)・31日(月)

※日程表、講師等の詳細は、決定
後ホームページにて掲載

◇会場＝全国障害者総合福祉セン
ター(戸山サンライズ)

◇対象＝各障害福祉サービス事業所
の職員、その他障害者福祉に関わ
る者。特別支援学校、特別支援学
級の教員

◇参加費＝12,000円

※希望者のみ懇談会費、宿泊費

◇申込締切＝6月23日(金)必着

◇申込方法＝FAX 郵送にて申込み

※FAXで申し込む場合、送信後、受
信の可否を確認すること

◇問合先＝全国障害者総合福祉セン
ター養成研修課(東京都新宿区戸
山1-22-1)

☎03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

木下財団 助成金募集

◇助成対象＝障がい者支援団体

◇助成内容＝障がい者支援施設の増
改築、補修または備品等の購入に
必要な資金の一部

◇申込＝5月31日(水)必着

◇応募方法＝申請書類を郵送

※申請書類はホームページからダ
ウンロード

◇申込・問合先＝(福)木下財団

☎03-6222-8927 FAX 03-6222-8937

URL <http://www.kinoshita-zaidan.or.jp>

無戸籍相談窓口のご案内

戸籍に記載のない方を支援する無
戸籍相談窓口が、各法務局・地方法
務局に開設されています。お近くの
窓口や詳細につきましては法務省
ホームページをご覧ください。

URL http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html

無戸籍 法務省

検索

「児童養護施設退所者に対する自立 支援資金貸付事業」担当窓口変更

本会にて行っている、児童養護施
設入所や里親の委託を退所・委託解
除される方々に対する自立支援資金
の貸付について、問合先が生活支援
担当から社会福祉施設・団体担当に
変更となりました。新しい問合先は
次の通りです。

◇問合先＝福祉サービス推進部社会
福祉施設・団体担当

☎045-311-1424 FAX 045-313-0703

寄附金品ありがとうございました

【一般寄附金】神奈川県民共済生活
協同組合、広瀬公子

【交通遺児援護基金】(一社)神奈川
県指定自動車教習所協会

【ともしび基金】県立鎌倉養護学校、
よねの湯、(株)I DOM、県立湘南
養護学校、県立津久井養護学校、
第一機動隊、座間市グラウンド・ゴ
ルフ協会、脇隆志

(合計2,042,739円)

【寄附物品】(株)ツルハホールディン
グス、クラシエホールディングス
(株)、山下みゆき

(いずれも順不同、敬称略)



神奈川県民共済生活協同組合より、本会児童
福祉施設協議会・母子生活支援施設協議会に
ご寄附いただき、手島康博専務理事(左)に感
謝状を贈呈



(株)ツルハホールディングス、クラシエホール
ディングス(株)より、県内の介護老人保健施設
へ車いすをいただき、(株)ツルハホールディン
グス関東第一店舗運営部 舘昌夫部長(後方右)
に感謝状を贈呈

福祉の心を私たちの活動の原点として

御幸西第一地区民生委員児童委員協議会（川崎市幸区）

川崎市幸区は、207名の民生委員児童委員（以下、委員）で地域の見守り活動を行っています。

区の現状は、65歳以上の高齢者が3万7千人で、高齢化率は約25%です。工場の跡地に建設されたマンション群と従来からの戸建家屋が混在している地域です。

各地区民生委員児童委員協議会（以下、民児協）は、子育て支援活動も活発に行っており、高齢者だけでなく、子育てが安心してできる地域といえます。

御幸西第一地区民児協では、下平間老人いこいの家で「バンビひろば」という活動をしています。そこでは、乳幼児が委員と遊び、



「塚越の陽だまり」の節分。鬼に扮した町内会の役員めがけ、カラーボールを豆の代わりに投げて鬼を追い払う



幸区民祭ではお揃いのベストを着て「花咲く郷土」を歌い、委員活動をPR

5月12日は 民生委員児童委員の日

民生委員制度の始まりは、第一次世界大戦末期、大正6（1917）年5月12日に防貧対策として岡山済世顧問設置規定が公布されたことに由来するものです。

全国民生委員児童委員連合会では、この日を記念して、5月12日を民生委員・児童委員の日と定め、5月12日から18日までの1週間を地域のみなさんに活動を知っていただくための強化週間として取り組みを進めています。

親同士は会話を楽しむなど、家庭とは異なる世代、相手との交流を楽しみます。また、保健師や、市立保育園の先生に子育てに関する悩み事を相談したり、助言を得たりする場にもなっており、毎回多くの親子が参加しています。

御幸西地区民児協が運営する、誰でもが気軽に利用できる交流スペース「塚越の陽だまり」の運営にも協力しています。高齢者がお茶を飲んでいられる中で赤ちゃんがハイハイし、小学生が宿題をして過ごすなど、世代関係なく自然と声掛けができる場となっています。

私たち委員は、地域社会の中で生活上の支援や助言が必要な方に

隣人愛と誠意を持って接し、幸せな生活が送れるように手助けをしています。そのために私たち自身も人格と識見を高め、明朗で健全な地域社会づくりに貢献できるように努めています。これが委員の「福祉の心」だと考え、これからも大切にしていきたいと思っています。

今年は民生委員制度創設100周年を迎えます。その記念行事として、市民児協では、5月23日に川崎市ミューザ川崎シンフォニーホールで100周年記念式典を行います。1,900席はご来賓の方々と新旧の委員で満席になる予定です。荘厳なパイプオルガンの演奏で民生委員の歌「花咲く郷土」を歌うのが楽しみです。

（御幸西第一地区民生委員児童委員協議会）

採用には採用の ホームページが必要です！

採用を強化するには、自社ホームページだけでなく、採用ホームページが必要です。お気軽にご相談ください。リクルートOBのスタッフが制作した事例をご用意しております。

全国社会福祉協議会様 <http://shakyo-hyouka.net/>
神奈川県社会福祉協議会様 <http://www.knsyk.jp/>

ホームページを
弊社で制作
いたしました！



TEL 045-650-1355 MAIL info3@directorsclub.co.jp 担当 東海林
株式会社ディレクターズクラブ 横浜市中区山下町1番地 シルクセンター9階 <http://www.directorsclub.co.jp/form.html>

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2017（平成29）年5月15日（毎月1回15日発行） 【編集発行人】新井隆
【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 【印刷所】株式会社神奈川機関紙印刷所
〒221-0844 横浜市中区神奈川区沢渡4番地の2 ☎045-311-1423 FAX 045-312-6302 Mail kikaku@knsyk.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています！

バックナンバーはIPから

神奈川県協 検索